



熊本県公報

第13185号
令和4年(2022年)
12月2日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入同意の承認（不知火町加入区）	（団体支援課） 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい者支援課） 1
○道路の供用開始	（道路保全課） 1
○臨時種畜検査の実施	（畜産課） 2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可	（農地・担い手支援課） 2
○農用地利用配分計画の認可	（ 〃 ） 2
○令和4年度（2022年度）砂利採取業務主任者試験の合格者	（エネルギー政策課） 3
○熊本県流域下水道事業業務状況の公表	（下水環境課） 3
登 載 依 頼	
○令和4年度（2022年度）熊本丸定期検査及び一般整備工事業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	（天草拓心高校マリン校舎） 9
○令和4年度（2022年度）熊本丸定期検査及び一般整備工事業務に係る競争入札の実施	（ 〃 ） 10
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲	（労働委員会） 13

告 示

熊本県告示第853号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、不知火町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第854号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
果実の木 スポーツ 合志市須屋2030-1	株式会社きらら 熊本市東区東町三丁目2番18-902号 檜木野 亮二	令和4年（2022年）12月1日	4352900379	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年（2022年）12月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市御代志字黒木原 4360番1地先から 同所 4414番5地先まで	60.7	防交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)12月2日

熊本県告示第856号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。

令和4年(2022年)12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 検査の対象家畜
肉用牛 2頭
- 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和4年(2022年) 12月26日(月)	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄37

公 告

熊本県公告第819号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ 飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字居上1770番ほか1筆
八木 秀道	熊本市南区富合町榎 津	熊本市南区富合町榎津字中碓450番ほか3筆
志垣 明宏	熊本市南区富合町小 岩瀬	熊本市南区富合町小岩瀬字京坪372番ほか5筆
成松 修一	熊本市南区城南町六 田	熊本市南区城南町六田字瀬多尾25番1ほか2筆
農事組合法人熊 本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町丹生宮字東小島749番ほか3筆
農事組合法人熊 本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町赤見字上北村867番ほか1筆
農事組合法人走 潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟160番2ほか11筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)11月21日

熊本県公告第820号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告

する。
令和4年(2022年)12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
永尾 春馬	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字今村1878番1ほか3筆
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字八王3460番ほか4筆
尾方 伸輔	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字蜻木3617番2ほか3筆
伊東 明継	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾986番26ほか3筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)11月21日

熊本県公告第821号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により実施した令和4年度(2022年度)砂利採取業務主任者試験の合格者は次のとおりである。

令和4年(2022年)12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

合格者なし

熊本県公告第822号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和4年度(2022年度)上期の熊本県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和4年(2022年)12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

熊本北部流域下水道の令和4年度上期の流入水量は12,503,083^m³で前年度同期と比較すると97.1パーセント、球磨川上流流域下水道は1,415,285^m³で100.5パーセント、また八代北部流域下水道は1,333,196^m³で98.9パーセントとなっている。

(2) 流入水量の状況

	熊本北部		球磨川上流		八代北部	
	今年度(^m ³)	前年同期比(%)	今年度(^m ³)	前年同期比(%)	今年度(^m ³)	前年同期比(%)
4月	2,070,538	102.8	215,325	102.9	214,392	106.4
5月	2,086,228	95.1	223,278	94.7	221,498	94.0
6月	2,076,328	102.4	241,391	106.7	226,571	106.2
7月	2,166,254	101.6	256,729	107.0	233,687	104.6
8月	2,087,869	84.2	244,999	89.8	226,026	85.7
9月	2,015,866	99.7	233,563	104.0	211,022	100.0
計	12,503,083	97.1	1,415,285	100.5	1,333,196	98.9

(3) 修繕及び改良工事等について

令和4年度(2022年度)上期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

流域下水道名	工事等名称	工事金額（円、税込）	工期
熊本北部	熊本北部流域における管廊耐震補強等工事委託	119,600,000	R3(2021).12.14 ～R5(2023).3.31
球磨川上流	球磨川上流流域下水道球磨川上流浄化センター実施設計業務委託に関する協定	12,482,000	R4(2022).3.31 ～R5(2023).3.31
八代北部	八代北部浄化センターにおける電気設備（自家発電設備等）工事委託に関する協定	190,000,000	R3(2021).7.1 ～R5(2023).3.31

(4) 職員の状況

令和4年度（2022年度）流域下水道事業の職員数は、次のとおりである。
（令和4年（2022年）9月30日現在）（単位：人）

区分	職員	現業職員	嘱託	計
本庁・下水環境課	3	0	0	3
県央広域本部	1	0	0	1
県南広域本部	1	0	0	1
球磨地域振興局	1	0	0	1
計	6	0	0	6

(5) 条例等の制定、改廃について
なし

2 経理の状況

令和4年度（2022年度）上期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県流域下水道事業会計合計残高試算表

令和4年（2022年）9月30日

（単位：円）

借方		勘定科目	貸方	
残高	累計		累計	残高
		営業収益	824,792,202	824,792,202
		営業外収益	17,635,360	17,635,360
823,890,035	823,890,035	営業費用		
36,136,642	36,136,642	営業外費用		
29,198,360,645	32,900,733,527	有形固定資産	3,702,372,882	
7,482,002	7,482,002	無形固定資産		
199,254,957	199,254,957	投資その他資産		
398,972,027	2,302,215,878	現金預金	1,903,243,851	
415,828,000	1,395,716,295	未収金	979,888,295	
8,859,549	8,859,549	短期貸付金		
82,316,100	82,316,100	その他流動資産		
		企業債(期限到来1年超)	5,999,034,758	5,999,034,758
		長期借入金(期限到来1年超)	199,247,517	199,247,517
	243,090,022	企業債(期限到来1年内)	692,485,772	449,395,750
		長期借入金(期限到来1年内)	8,859,549	8,859,549
	714,065,594	未払金	714,065,594	
		賞与引当金	4,462,000	4,462,000
	1,105,458	預り保証金	4,500,258	3,394,800
		その他流動負債	84,225,176	84,225,176
		長期前受金	23,325,543,849	23,325,543,849
2,826,404,176	2,826,404,176	長期前受金収益化累計額		
		固有資本金	603,804,332	603,804,332
		資本剰余金	2,501,219,223	2,501,219,223
		利益剰余金（－欠損金）	-24,110,383	-24,110,383
33,997,504,133	41,541,270,235	合計	41,541,270,235	33,997,504,133

3 令和3年度（2021年度）決算の状況
令和3年度（2021年度）決算の状況は、次の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表のとおりである。
令和3年度（2021年度）熊本県流域下水道事業決算報告書
(1) 収益的収入及び支出

収 入

単位:円

区 分	予 算 額				税 込 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 流域下水道事業収益	3,387,622,000	△ 2,764,000	0	3,384,858,000	3,417,036,831	32,178,831	内仮受消費税額 (159,408,563)
第1項 営業収益	1,502,026,000	0	0	1,502,026,000	1,741,743,516	239,717,516	" (159,145,731)
第2項 営業外収益	1,885,596,000	△ 2,764,000	0	1,882,832,000	1,675,293,315	△ 207,538,685	" (262,832)

支 出

単位:円

区 分	予 算 額							税 込 決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額				
第1款 流域下水道事業費用	3,314,807,000	105,473,000	0	0	0	3,420,280,000	0	3,420,280,000	3,337,155,002	0	83,124,998 内仮払消費税額 (137,050,197)
第1項 営業費用	3,193,068,000	105,473,000	0	7,941,559	0	3,306,482,559	0	3,306,482,559	3,253,979,913	0	52,502,646 " (137,050,197)
第2項 営業外費用	121,739,000	0	0	△ 7,941,559	0	113,797,441	0	113,797,441	83,175,089	0	30,622,352 " (0)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

単位:円

区 分	予 算 額						税 込 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	繰 続 費 用 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 資本的収入	1,072,561,000	△ 494,825,000	577,736,000	859,402,000	0	1,437,138,000	1,200,156,549	△ 236,981,451	内仮受消費税額 (9,445,000)
第1項 企業債	333,600,000	△ 102,000,000	231,600,000	236,000,000	0	467,600,000	390,900,000	△ 76,700,000	" (0)
第2項 補助金	520,000,000	△ 289,600,000	230,400,000	623,402,000	0	853,802,000	696,502,000	△ 157,300,000	" (0)
第3項 負担金	210,100,000	△ 103,225,000	106,875,000	0	0	106,875,000	103,895,000	△ 2,980,000	" (9,445,000)
第4項 長期貸付金償還金	8,861,000	0	8,861,000	0	0	8,861,000	8,859,549	△ 1,451	" (0)

支 出

単位:円

区 分	予 算 額							翌 年 度 繰 越 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繰 続 費 用 次 繰 越 額	合 計	合 計		
第1款 資本的支出	1,561,732,000	△ 496,050,000	0	0	1,065,682,000	1,401,344,114	0	2,467,026,114	2,071,793,896	376,476,000	18,756,218 内仮払消費税額 (131,439,680)
第1項 建設改良費	942,929,000	△ 496,050,000	0	0	446,879,000	1,401,344,114	0	1,848,223,114	1,453,013,523	376,476,000	18,733,591 " (131,439,680)
第2項 企業債償還金	609,942,000	0	0	0	609,942,000	0	0	609,942,000	609,920,824	0	21,176 " (0)
第3項 総合計借入金償還金	8,861,000	0	0	0	8,861,000	0	0	8,861,000	8,859,549	0	1,451 " (0)

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 871,637,347 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 58,676,316 円、過年度分損益勘定留保資金 812,961,031 円で補てんした。

令和3年度（2021年度）熊本県流域下水道事業損益計算書
（令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで）

単位：円

科 目	金 額		
1 営 業 収 益			
(1) 流域下水道管理負担金	1,582,597,785	1,582,597,785	
2 営 業 費 用			
(1) 管 き よ 費	71,545,989		
(2) 処 理 場 費	1,277,980,164		
(3) 総 係 費	67,619,421		
(4) 減 価 償 却 費	1,675,118,905		
(5) 資 産 減 耗 費	24,665,237	3,116,929,716	
営 業 損 失			1,534,331,931
3 営 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 補 助 金	340,985,791		
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,294,995,448		
(3) 雑 収 益	2,737,744	1,638,718,983	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	80,685,817		
(2) 他 会 計 繰 出 金	1,275,105		
(3) 雑 支 出	1,220,617	83,181,539	1,555,537,444
経 常 利 益			21,205,513
当 年 度 純 利 益			21,205,513
前 年 度 繰 越 欠 損 金			45,315,896
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			24,110,383

令和3年度（2021年度）熊本県流域下水道事業剰余金計算書
（令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで）

単位：円

	資 本 金	剰 余 金					資 本 合 計
		資 本 剰 余 金			利益剰余金又は欠損金		
		補助金	負担金	資本剰余金合計	未処分利益剰余金又は未処理欠損金	利益剰余金又は欠損金合計	
前年度末残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	△ 45,315,896	△ 45,315,896	3,059,707,659
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	(繰越欠損金) △ 45,315,896	△ 45,315,896	3,059,707,659
当年度変動額	0	0	0	0	21,205,513	21,205,513	21,205,513
当年度純利益	0	0	0	0	21,205,513	21,205,513	21,205,513
当年度末残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	(当年度未処理欠損金) △ 24,110,383	△ 24,110,383	3,080,913,172

令和3年度（2021年度）熊本県流域下水道事業欠損金処理計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金			未 処 理 欠 損 金
		補 助 金	負 担 金	資本剰余金合計	
当年度末残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	△ 24,110,383
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0
処分後残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	(翌年度繰越欠損金) △ 24,110,383

令和3年度（2021年度）熊本県流域下水道事業貸借対照表
（令和4年（2022年）3月31日）

単位：円

科 目	金 額			
資 産 の 部				
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,633,209,455		
ロ 建 物	5,669,201,491			
減 価 償 却 累 計 額	△ 437,081,859	5,232,119,632		
ハ 構 築 物	16,228,948,934			
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,102,713,772	15,126,235,162		
ニ 機 械 及 び 装 置	8,020,648,744			
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,157,646,296	5,863,002,448		
ホ 車 両 運 搬 具	1,150,001			
減 価 償 却 累 計 額	△ 207,000	943,001		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	16,663,373			
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,723,955	11,939,418		
ト 建 設 仮 勘 定		328,271,529		
有 形 固 定 資 産 合 計			29,195,720,645	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ ソ フ ト ウ ェ ア		7,482,002		
無 形 固 定 資 産 合 計			7,482,002	
(3) 投 資				
イ 長 期 貸 付 金		199,247,517		
ロ そ の 他 投 資		7,440		
投 資 合 計			199,254,957	
固 定 資 産 合 計				29,402,457,604
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			1,322,244,140	
(2) 未 収 金			52,430,200	
(3) 短 期 貸 付 金				
イ そ の 他 貸 付 金		8,859,549	8,859,549	
流 動 資 産 合 計				1,383,533,889
資 産 合 計				30,785,991,493
負 債 の 部				
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債		5,999,034,758	5,999,034,758	

単位：円

科 目	金 額		
(2) 他 会 計 借 入 金			
イ その他の長期借入金	199,247,517	199,247,517	
固 定 負 債 合 計			6,198,282,275
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	692,485,772	692,485,772	
(2) 他 会 計 借 入 金			
イ その他の長期借入金	8,859,549	8,859,549	
(3) 未 払 金		714,065,594	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	4,462,000	4,462,000	
(5) そ の 他 流 動 負 債			
イ 預 り 保 証 金	3,611,458	3,611,458	
流 動 負 債 合 計			1,423,484,373
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 長 期 前 受 金	22,909,715,849		
長期前受金収益化累計額	△ 2,826,404,176		
長 期 前 受 金 合 計		20,083,311,673	
繰 延 収 益 合 計			20,083,311,673
負 債 合 計			27,705,078,321
資 本 の 部			
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		603,804,332	
資 本 金 合 計			603,804,332
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 補 助 金	1,316,431,171		
ロ 負 担 金	1,184,788,052		
資 本 剰 余 金 合 計		2,501,219,223	
(2) 欠 損 金			
イ 当年度未処理欠損金	△ 24,110,383		
欠 損 金 合 計		△ 24,110,383	
剰 余 金 合 計			2,477,108,840
資 本 合 計			3,080,913,172
負 債 資 本 合 計			30,785,991,493

登載依頼

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年（2022年）12月2日

熊本県教育長 白石 伸 一

1 競争入札に付する事項

令和4年度（2022年度）熊本丸定期検査及び一般整備工事業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和4年（2022年）12月12日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和6年（2024年）10月1日から令和6年（2024年）11月30日（熊本県の休日を含める）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第41号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）12月2日

熊本県教育長 白石 伸 一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和4年度（2022年度）熊本丸定期検査及び一般整備工事業務

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟1階 事務室）

郵便番号 863-2507 天草郡苓北町富岡3757番地

(3) 業務の内容

令和4年度（2022年度）熊本丸定期検査及び一般整備工事業務仕様書及び留意事項（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月24日（金）まで

(5) 履行場所

請負業者の所有する造船所

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和4年（2022年）12月12日（月）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本丸が入渠可能な造船所を有し、本業務が実施可能な浮きドックを有すること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ ドック施工予定場所の住所及び浮きドックの規模等を記載した資料（パンフレット等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和4年（2022年）12月20日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)12月20日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)1月13日(金)まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 令和4年(2022年)12月22日(木) 午後1時30分
イ 場所 天草郡苓北町富岡 富岡港 熊本丸船内
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)1月12日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和5年(2023年)1月13日(金)午前10時00分
(イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)1月12日(木)(必着)までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (7) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4 (4) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1 (2) の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(11) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟1階 事務室）

電話番号 0969-35-1155

ファックス番号 0969-35-2326

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Periodic inspection of training ship KUMAMOTOMARU and maintenance and repair

(2) Date and Place for tender

Date: January 13, 2023, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine campus
(The first floor in administration building office)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine Campus

3757 Tomioka Reihoku Town Amakusa Gun Kumamoto Prefecture

863-2507, Japan

Phone: 0969-35-1155

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和4年（2022年）11月16日に認定したので、次のとおり告示す

る。
なお、令和3年（2021年）熊本県労働委員会告示第2号は、廃止する。
令和4年（2022年）12月2日
熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美
熊本市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道熊本水道労働組合、自治労熊本市役所職員組合、自治労熊本市上下水道評議会及び熊本市役所第一職員労働組合については、当該上下水道局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局本庁	総括審議員、技監、総括契約担当審議員、総括雨水担当審議員、雨水担当技監、部長、首席審議員、首席給与担当審議員、首席契約担当審議員、首席雨水担当審議員、首席工事検査審議員、課長、副課長、審議員、給与担当審議員、契約担当審議員、雨水担当審議員、工事検査審議員、総務課長補佐（人事担当の課長補佐に限る。）、総務課主査（人事担当及び総務担当の主査に限る。）、人事事務主務担当者
上下水道センター	所長
浄化センター	所長